

甲 乙 会 規 約

第1条（名称、所在地）

本会は、甲乙会と称し、主たる事務所を長崎市におく。

第2条（目的）

本会は、山川一郎氏を後援することにより県政の発展と県民生活の向上を図り、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 会報等の発刊及び配布
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的達成のため必要な事業

第4条（会員）

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

第5条（役員）

本会に次の役員をおく。

- | | |
|-------|-----|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 2名 |
| 幹 事 | 若干名 |
| 会計責任者 | 1名 |
| 監 事 | 2名 |

第6条（役員を選出及び任期）

- 1 役員は、総会において選出する。
- 2 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条（会議）

- 1 会長は、毎年1回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。
- 2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

第8条（経費）

本会の経費は、会費（年額 〃 円）、寄附金その他の収入をもって充当する。

第9条（会計年度及び会計監査）

- 1 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。
- 2 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

第10条（規約の改廃）

本規則の改廃は、総会において決定する。

第11条（補則）

本規約に定めのない事項については、役員会で決定する。

附 則

本規約は、平成 〃 年3月28日から実施する。

↑
設立届の中の「組織年月日」及び各役員の「選任年月日」と原則として一致することになります。

（注意）

これは、後援会の場合の規約の見本であり、様式は必ずしもこれによる必要はありませんが、以下の事項は必ず定めるようにしてください。

名称及び所在地に関する規定

目的に関する規定

（ア）後援団体の場合は、被後援者の氏名の明記

（イ）非後援団体の場合は、政治的目的であることがはっきりわかる内容

会員及び役員に関する規定

経費に関する規定

規約の実施年月日に関する規定（附則）